

## 社会福祉法人 諏訪福祉会

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日までの3年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目 標 1： 女性管理職を60%程度に増やし、管理職の男女比と正職員の男女比が同程度になるようにする。

<実施時期・取組内容>

- 2022年4月～ 人事評価シートを作成し、職員の力量を評価する。
- 2022年10月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。
- 2023年4月～ 管理職候補となる男女職員に対して、研修を実施する。

目 標 2： 全職員の有給休暇取得率（本年度付与分）を70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2022年4月～ 部門ごとの有給休暇取得率を管理者会議で公表し、全職員で情報を共有する。
- 2022年10月～ 有給休暇の取得率が低い職員に対して、管理者または総務課が面談を行う。また平等に取得できるように、取得率が高い部門からのヘルプ体制を強化し、50%以上の取得を目指す。
- 2023年4月～ 誕生日休暇やリフレッシュ休暇（連続2日）の取得を推進し、取得率60%を目指す
- 2024年4月～ 有給休暇の取得率70%以上となるように、再度管理者会議で周知する。